

日本テスト学会 役員選任に関する細則

(総則)

1. 本会の役員を選任は、会則のほか、この細則の定めるところによる。
2. 役員は、理事 20 名、監事 2 名とし、同一会員が理事と監事を兼ねることはできないものとする。
3. 理事 20 名の内、10 名を推薦理事名簿の信任投票により選出し、残りの理事 10 名は、直接無記名投票により得票順に選出する。
 - (1) 推薦者名簿は、理事会の審議に基づき選任された、推薦理事名簿作成委員若干名によって作成される。
 - (2) 推薦理事は有効投票数の過半数をもって信任されるものとする。
 - (3) 推薦理事の信任投票により欠員が生じた場合は、直接無記名投票理事の次点者が繰り上げ当選となる。
 - (4) 直接無記名投票理事が同数票により 10 名を超えた場合は抽選により選出される。
4. 理事長は、選出された 20 名の理事が互選し、副理事長 1 名は理事長が指名する。
5. 監事 2 名は、選挙により得票順に選出され、同数票により 2 名を超えた場合は抽選により選出される。
6. 理事と監事の両方の役員に当選したものが生じた場合には、理事を先とし、監事は次点者を当選とする。
7. 理事および監事の選出は、正会員と法人会員の選挙による。正会員は 1 名当たり 1 票の投票権を有し、法人会員は 1 法人当たり 1 票の投票権を有する。法人会員の投票権の行使は、登録された法人代表者とする。
8. 選挙人は正会員及び法人会員とし、被選挙人は正会員の個人とする。
9. 役員は任期は 3 年とし、選挙を行う年度の定例総会において次期役員が承認されるまでは、その任務を引き継ぐものとする。

(理事及び監事の選挙)

10. 選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれに当たる。
11. 理事長は、理事会の審議に基づき選挙管理委員若干名を選任する。
12. 選挙人は、会員情報として正確な e-mail による連絡先を常時最新のものにして、登録しておかなければならない。登録情報不正確のため、選挙人が選挙に関する連絡及び投票等ができなかった場合、選挙管理委員会はその責を負わない。
13. 理事および監事の選挙人および被選挙人は、選挙を行う年度の 5 月 1 日現在の正会員をもって直接無記名投票理事選挙台帳として選挙人に通知する。
14. 理事の選挙は、3 名連記、無記名投票による。監事の選挙は、単記無記名投票による。投票は WEB 上の所定の投票フォームを用いての投票とし、指定の日付までに送信されたものをもって有効とする。

(役員の就任)

15. 役員に選出された会員は、原則として、その就任を辞退できない。ただし、選出された会員が選挙管理委員会により就任が不可能と判断された場合、あるいは任期中の役員が理事会により就任継続が不可能と認められた場合は、次点者が繰り上げ当選となる。

2008年8月28日細則改正

2023年5月15日細則改正